

2026 年 7 月 30 日

厚生労働大臣 殿

正常分娩の保険適用に関する要請書

大阪府保険医協会
産婦人科部会
部長 吉村 猛



令和 7 年 5 月 29 日、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、正常分娩を実質保険適用にする案が盛り込まれました。妊産婦の経済的負担軽減及び少子化対策の推進は、我が国にとって極めて重要な課題であり、その必要性については賛同します。しかしながら、正常分娩の保険適用については、周産期医療提供体制への影響について十分な議論と検証が行われているとは言えません。

大阪府保険医協会・産婦人科部会が 4 月から 5 月にかけて実施した分娩に関するアンケートでは、「正常分娩に基本単価・加算評価を設けること」について 49%が「反対」、29%が「どちらともいえない」、「賛成」が 22%でした。ほぼ分娩のみを対象とする有床診療所と産科病院を抽出すると、74%が「反対」で、「賛成」は 0 件でした。現在の出産育児一時金（50 万円）で保険適用された場合の分娩取扱いについては、「継続不可」と回答した医院が全体の 7 割を超えます。地域の分娩施設の経営基盤が損なわれた場合、結果として分娩医療機関が廃業に陥り、妊産婦が希望する地域で出産ができない事態が生じることが危惧されます。さらに、地域の一次周産期医療機関の減少は、周産期母子医療センターをはじめとする二次・三次周産期医療機関との機能分化と連携体制を損ない、周産期医療提供体制全体の弱体化を招くおそれがあります。その結果、母体及び新生児の安全確保に重大な支障を及ぼすことが懸念されます。したがって、当会・産婦人科部会としては、正常分娩は保険適用に馴染まないと考えます。

また、令和 8 年度より出産育児一時金の財源構成から一般会計からの繰り入れが無くなり、出産育児交付金と保険料のみにより賄うことになりました。少子化対策を推進していくならば、国の責任として財源措置を講じるべきであると考えます。

つきましては、下記の事項について要請いたします。

記

- 一．正常分娩の保険適用を前提とせず、出産育児一時金の見直しを検討すること
- 一．少子化対策に係る費用は税財源を基本として実施すること